

土曜相談日

原則 毎月第3土曜日 10時～16時

夜間相談日

原則 毎週水曜日 17時30分～19時

月例法務セミナー

8月 7日(水)	渡部真莉奈 「知っておきたい景品表示法 part3 ～それステマじゃないですか?～」
9月11日(水)	武田賢治 「契約書は何のために作るのか!?契約書作成・チェックのポイント」
10月9日(水)	渡邊弘毅 「SNSのお悩み解消・企業公式SNSと従業員の利用について」

開始時刻: 15時 / 受講方法: オンライン(Zoom)または対面(人数制限あり)

顧問・各種会員制度のご案内

当事務所は、顧問、不動産オーナーズクラブ会員、セミナー会員という制度をご用意しており、それぞれに応じた各種サービスをご提供しております。

各制度の概要は下図のとおりですが、詳細についてはお問い合わせください。

	顧 問	不動産オーナーズ クラブ会員	セミナー会員
対 象	法人・事業者	個 人	個 人
料 金	税込 55,000円以上/月	税込13,200円/年	無 料
新しい相談の365日対応	○		
電話やメールでの 相談対応	○	○	
相談料	無 料 (従業員からの個人的な相談含む)	年間3回まで無料	有 料
月例法務セミナー参加費 (通常税込 3,300円/人)	無 料	無 料	税込1,100円

編集
後記

編集後記担当の事務員Aです。

新紙幣の発行が開始されました。紙幣のデザインや原版制作は工芸官という少数精鋭の国家公務員によって支えられているそうです。偽造防止策の1つとして、すかし部分の背景に精緻な線が追加になりましたが、この原版は彫刻で制作されるというのですから、もはや美術品に近いものを感じます。

普段何気なく使っているモノやサービスは、さまざまなプロフェッショナルに支えられていることを認識し、ありがたみをもって享受したいと思える機会となりました。



官澤綜合法律事務所

【受付時間】 9:30-17:00

〒980-0802 仙台市青葉区二日町1番23号 アーバンネット勾当台ビル10階

電話/022-214-2424 FAX/022-214-2425 代表E-mail/info@kanzawa.legal

<https://www.kanzawa-lo.com/>

各専門サイト

企業法務専用サイト >>>

<https://www.kanzawa-business.jp/>

相続専用サイト >>>

<https://www.kanzawa-souzoku.jp/>

交通事故専用サイト >>>

<https://www.kanzawa-koutsujiko.jp/>

官澤綜合法律事務所

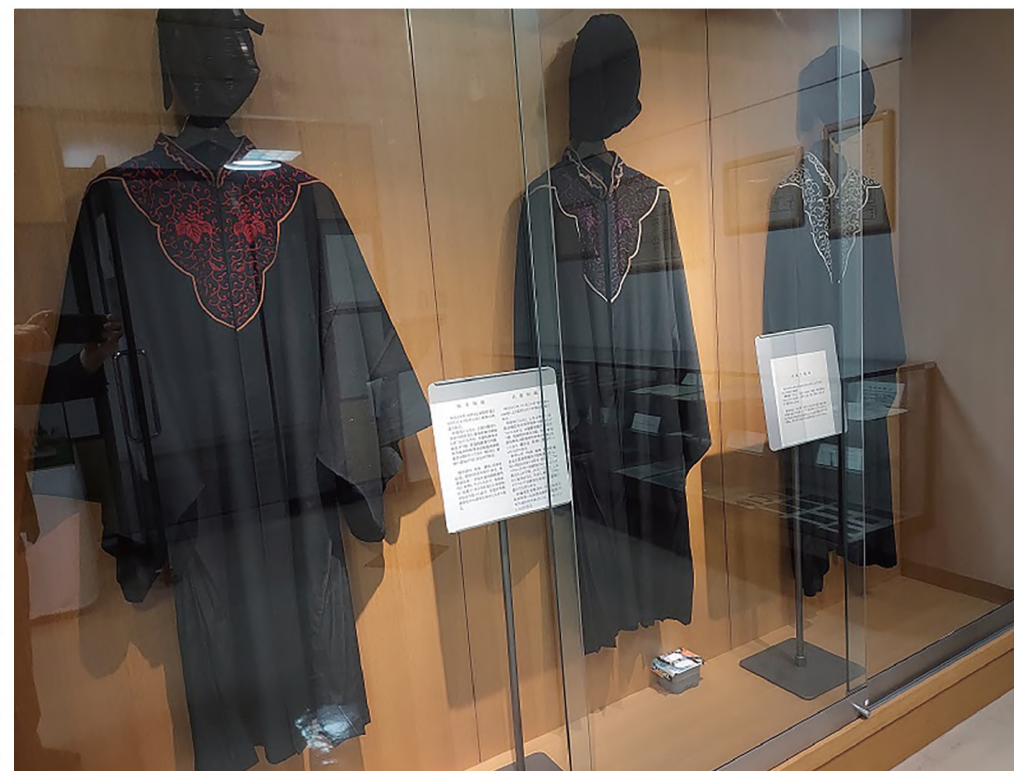
Kanzawa Law Office

NEWS LETTER

vol.10

2024
夏 号

※許可を得て仙台高等裁判所の史料展示室で撮影したものです。
戦前のもので、左から検事制服・判事制服・弁護士職服です。



2024年4月スタートのNHK朝の連ドラの「虎に翼」は、女性初の弁護士・裁判官となった寅子がヒロイン。ドラマ自体も面白いのですが、弁護士にとっては新憲法制定時の熱気や民法改正の裏事情、戦前の法廷風景等も興味深いです。寅子の父親は無実なのに贈賄罪で起訴されましたが、取調べした検事(検察官)が法廷で着ていたのが上の写真の左の制服。判事(裁判官)の桂場が法廷で着ていたのが上の写真の真ん中の制服。思わず震撼したのが、今は違って検事が法壇で判事の隣りに座っていたこと。う～ん、あれでは被告人にとっては恐い…。ちなみに弁護士になった寅子が法廷に着ていったのが上の写真の右の職服です。

仙台高等裁判所1階には史料展示室があり、戦前の制服や殺人事件の事件記録(死体の状況が色付きの手書きで書かれている)、中国の明時代の法律の和訳本など貴重で興味深いものが展示されています。一見の価値がありますので、仙台的裁判所近辺にお出の際はぜひお立ち寄りを!



所長弁護士

官澤 里美 / かんざわ さとみ

仙台市泉区根白石生まれ
東京大学法学部卒

子どもの頃から本を読むのが好きで、自分を買ってもらった本以外も、農協から届く「家の光」や叔父さんたちが残していった本も拾い読みしていました。今も、少しでも時間があれば何かを読んでいます。ふとした言葉が琴線に触れて涙ぐんだりすることもあるので、変な人と勘違いされないように注意しています。最近では、河北新報の4コママンガ「ぴよちゃん」でぴよちゃんが贈った折り紙の花へのひみこちゃんの気遣いに思わず感涙!心が洗われました。



副所長弁護士

小向 俊和 /こむかい としかず

■ 仙台市生まれ〈東北大学法学部卒〉

もともとはビートルズや60年代ロックなどが好きな私ですが、最近は「あいみょん」にはまっています。以前から「いいな」とは思っていたのですが、じっくり聞きこんでみると、ロックやフォークのテイストもありつつよっと昭和テイストの懐かしさも感じさせるメロディライン、囁めば囁むほど味が出て、どこか感情を揺さぶられるような独特な歌詞、そしてアコギ一本で聞かせられる歌声にやられてしまい、最近はすっかりヘビロテになっています。12月にはツアーで宮城に来る予定なので、是非ライブに行きたいです！



弁護士

翠川 洋 /みどりかわ ひろし

■ 長野県生まれ〈東京大学法学部卒〉

手書き文字が好きです。四角四面な裁判官の署名が丸文字だったり、威勢のいい政治家の文字がへなちょこだったり、個性がでますよね。私のイチ押しは樋口一葉の筆跡です。浄書された原稿や短冊だけでなく、日記や手紙の走り書きも残っていますが、その比類なき文字の美しさは天下一品。五千円札の肖像画から引退してしまうのが残念です。



弁護士

渡邊 弘毅 /わたなべ ひろき

■ 新潟県生まれ〈中央大学法科大学院卒〉

推しの荘司康誠投手がなかなか一軍に復帰しません(6月末現在)。先日、二軍(ファーム)で登板するという情報を聞きつけ、息子と一緒に、利府球場に応援に行ってきました。週末でしたが観客数600人くらい(一軍戦は2万人くらい入ります)、入場料安い(バックネット自由席2000円!)、食べ物安い、選手が近い、となかなかの好環境でした。モバイルパークに行かずに二軍専門、というファンがいるのも頷けます。

のんびりムードを味わいに、たまに二軍戦にも行ってみたいと思います！



弁護士

武田 賢治 /たけだ けんじ

■ 仙台市生まれ〈東北大学法科大学院卒〉

今期の朝ドラ「虎に翼」では、女性初の法曹が誕生した時代が描かれています。旧民法が今の民法とはこんなにも違うものだったのかと改めて痛感しつつ、時代が変わっても、その主人公や周囲の法曹関係者が抱いていた思いには共感でき、その振舞いに学ぶところも多いと感じています。毎日ドラマから元気をもらって、思いを新たに仕事に取り組んでいきたいと思っています。



司法書士

佐藤 光洋 /さとう みつひろ

■ 柴田郡生まれ〈東北学院大学卒〉

夏野菜の季節となりました。今年は畑にトマト、じゃがいも、スナップエンドウ、ピーマン、スイカ、にんじんを植えました。スナップエンドウはよく育ち、食べきれないほどの量を収穫できました。実家の土地を借りて育てているので、両親と会う機会も増えました。子どもたちも野菜が育つ様子を見て喜んでいますが、新鮮な野菜が食べられるだけではない、沢山の良いことがあります。今年は猪、猿、熊が頻繁に目撃されている地域でもありますので、安全に気をつけながら楽しんでいきたいと思っています。



弁護士

橋本 治子 /はしもと はるこ

■ 埼玉県生まれ〈東北大学法学部卒〉

前回の事務所報に「2024年は山登りに傾倒していく所存です」と書きましたが、着々と実行中。2024年前半、蕃山、笹倉山、鹿狼山で体をならし、GW以降、安達太良山、蔵王(刈田岳・熊野岳・地藏岳)、一切経山、那須岳(朝日岳・三本槍岳・茶臼岳)へ。一切経山の「魔女の瞳」、那須岳で見た眺望が忘れられません。後半は、昨年、途中撤退した船形山へ再チャレンジ予定。子どもの頃から山登りに苦手意識ありましたが、好き嫌い不得手不得手は違うのでしょう。



弁護士

長尾 浩行 /ながお ひろゆき

■ 広島県生まれ〈京都大学法学部卒〉

ずいぶん前に関西にいたころ、「1万人の第9」というイベントを毎年やっていました。有名なベートーベンの第9交響曲の合唱を、1万人も集って歌うというものです。関西人はわけのわからんことをやるなと思っていました。あれから数十年、テレビで「合唱の参加者募集」「初心者でも大丈夫」というCMをやっていました。そのイベントは40年以上も続いており、さらに仙台でも募集するとのこと(練習も仙台)。つい応募してしまいました。抽選がありますが少し楽しみです。



弁護士

浅倉 稔雅 /あさくら としまさ

■ 茨城県生まれ〈東北大学法科大学院卒〉

最近、お世話になっている先生方のご厚意により、経営法曹会議に入会させて頂きました。企業の労働問題について、更に勉強を続けたいと思います。将棋では、藤井八冠が七冠になってしまいました。相手の伊藤匠叡王は、藤井七冠に10連敗(持将棋もあります)くらいの対戦成績になっていたようです。実力の向上等も必要ですが、流れが変わるまで諦めない姿勢も大切と感じました。3才の子供は恐竜がブームで、恐竜関連のイベントを探したり、恐竜絵本や図鑑を読むようにせがまれる毎日です。

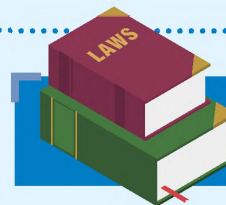


弁護士

渡部 真莉奈 /わたなべ まりな

■ 福島県生まれ〈東北大学法科大学院卒〉

5月に事務所へ復帰いたしました。休んでいる間にシステムが変わり、まずはそれに慣れるところからスタートしております。早く使いこなして業務の効率化を図りたいと思います。仕事以外では、観劇、ライブ等の予定を入れてはチケットの当落に振り回されています。最近(6月中旬)推しが出演する舞台が発表されたので、この事務所報が皆様に届く頃、今申し込んでいたチケットが当選してウキウキしている私がいるといいなと思っています。



法律コラム

離婚後等の子の養育に関する民法改正

本年5月に民法の一部が改正され、離婚後等の子の養育に関する規定が改められました。施行は制定から2年を超えない範囲で定めるとされており、令和8年には施行されることとなります。

ニュースでも取り上げられていますが、特に親権と養育費についてどのように変わったのか見てみましょう。

○離婚後の親権

これまでは父母が離婚した場合、一方を親権者に定めなければなりませんでした。

改正後は、父母の双方又は一方を親権者と定めることとなります。協議離婚の場合は父母間の協議で、裁判離婚の場合には、裁判所が定めます(改正民法819条1項、2項)。

裁判所で親権者を定める場合には、子の利益のため、父母と子との関係、父と母との関係その他一切の事情を考慮しなければなりません。この場合、父母の双方を親権者と定めることで子の利益を害すると認められるときには、父母の一方を親権者と定めなければならないことになっています(改正民法819条7項柱書)。

子の利益を害するとされる場合として、父又は母が子の心身に害悪を及ぼすおそれがあると認められるとき、父母が共同して親権を行うことが困難であると認められるときを挙げています。共同親権行使が困難か否かを判断するに当たっては「父母の一方が他の一方から身体に対する暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動を受けるおそれの有無、」父母間で親権者を定める「協議が調わない理由その他の事情を考慮する」(改正民法819条7項2号)ことになっています。

○親権の行使方法

親権は共同で行うことが原則です。

ただし、親権の共同行使の原則により、父母の意見が不一致の場合に親権が一切行使できないとすれば、かえって子の利益を害するおそれがあります。

親権の行使について父母間の協議が調わない場合、子の利益のため必要があると認めるときは、家庭裁判所に特定の事項について父母の一方が単独ですることができる旨を定めることを請求できます。(改正民法

824条の2第3項)

また、例外として①一方のみが親権者の場合、②一方が親権を行うことができないとき、③子の利益のため急迫の事情があるときについては、一方の親権者のみで親権を行使することができます(改正民法824条の2第1項各号)。

さらに、監護及び教育に関する日常の行為に係る親権の行使については、一方の親権者が単独で行うことができることを定めています(改正民法824条の2第2項)。

○養育費の履行確保

これまで、裁判所での手続きや公証役場を使わずに養育費を定めていた場合、差押えにはまず債務名義(判決等)を得なければなりませんでした。

しかし、改正により養育費債権に先取特権が付与されることになりました(改正民事執行法151条の2第1項3号)。先取特権とは、被担保債権を有する人(養育費を請求できる人)が、債権の弁済を受けられないとき、債務者(養育費を支払うべき人)の一定の財産から、他の債権者に優先して弁済を受けることのできる権利をいいます。これにより、債務名義がなくとも差押えが可能になりました。

また、法定養育費制度が導入されました。この制度により、父母間で養育費の取り決めがない場合にも法律で定められた基準により養育費の請求が可能になります(改正民法766条の3)。

さらに、養育費が支払われず、相手方の財産を探して差し押さえる場合の手続きが便利になりました。養育費支払請求権をもとに財産開示手続を申し立てた場合にはその開示された財産への差押命令も同時に申し立てたとみなされ、債務者の給与債権に係る情報の取得手続きを申し立てた場合にはその情報を得た債権に対する差押命令の申立ても同時にしたこととみなされます(改正民事執行法167条の17第1項)。これにより、手続きがひとつ省かれて債権回収のスピードも上がることになると考えられます。

(弁護士 渡部真莉奈)



7訂版 読解 不動産登記Q&A

官澤里美弁護士と佐藤光洋司法書士が執筆に加わった書籍です。実務に役立つ登記簿や公図等の読み方を豊富な事例解説で解説したもので、8月末に清文社から出版予定です。